

告 示

埼玉県告示第千五十号

令和五年埼玉県告示第千四百七十四号で公示した公共測量は、令和六年七月十九日終了した旨測量計画機関である深谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年九月十七日

埼玉県知事 大野元裕